

社会福祉法人 愛の泉 あいせんヘルパーステーション

重要事項説明書

(2024年7月1日改定)



当事業所はご利用者に対して指定訪問介護サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。 (2024年 月 日 作成)

1. 当事業所の運営方針

要介護状態になった場合においても、そのご利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことが出来ることを目指します。

ご利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、適切なサービスの提供を行います。また、サービスの提供にあたり、居宅介護支援事業者、地域包括支援センター、保健医療サービス事業者、福祉サービス事業者等との積極的な連携に努めます。

2. 事業者（法人）の概要

事業者名	社会福祉法人 愛の泉
代表者名	理事長 潮田 花枝
本部所在地 (連絡先)	埼玉県加須市土手 2-15-57 法人事務局 電話 0480-61-2704 FAX 0480-62-1687
法人設立年月	1945年12月

3. サービスを提供する事業所の概要

(1) 事業所の名称等

名称	あいせんヘルパーステーション
事業所番号	訪問介護（指定事業所番号：1173800523号）
所在地	〒347-0022 埼玉県加須市水深 869-17
電話番号	0480-66-2900
FAX 番号	0480-53-6533
通常の事業の実施地域	加須市、羽生市、久喜市（旧鷲宮町）

※上記地域以外の方でもご希望の方はご相談ください。

(2) 事業所の窓口の営業日・休業日及び営業時間

営業日	月曜日から日曜日 ※国民の休日も含む。
営業時間	午前6時から午後8時まで

(3) 事業所の勤務体制

職種	業務内容	勤務形態・人数
管理者	<ul style="list-style-type: none"> ・従業者と業務の管理を行います。 ・従業者に法令等の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行います。 	1 人
サービス提供責任者	<ul style="list-style-type: none"> ・訪問介護計画を作成し、ご利用者へ説明し、同意を得ます。 ・サービス担当者会議への出席等により居宅介護事業者との連携を図ります。 ・ご利用者の状態の変化やサービスに関する意向を定期的に把握します。 ・訪問介護員の業務の実施状況を把握します。 ・訪問介護員に対する研修、技術指導を行います。 	2人以上
訪問介護員	訪問介護計画に基づき、訪問介護のサービスを提供します。	常勤換算で2.5人以上

4. サービス内容

身体介護	<p>ご利用者の身体に直接接触して介助するサービス、ご利用者の日常生活動作能力や意欲の向上のためのご利用者と共にいう自立支援のためのサービスを行います。</p> <p>(排泄介助、食事介助、清拭、入浴介助、体位変換、服薬介助、通院・外出介助)</p>
生活援助	<p>家事を行うことが困難な場合に、ご利用者に対して、家事の援助を行います。</p> <p>(調理、洗濯、掃除、買い物、薬の受け取り、衣類の整理等)</p>

5. 利用料、その他の費用の額

(1) 訪問介護の利用料

ア 基本利用料

利用した場合の基本利用料は別紙Ⅰの通りです。利用者負担額は、原則として基本利用料の1割又は2割・3割の額です。ただし、介護保険の給付の範囲を超えたサービス利用は全額負担となります。

イ 加算・減算

要件を満たす場合、基本利用料に別紙の料金が加算・減算されます。

- (2) 交通費
無料です。

6. サービスの利用に関する留意事項

(1) サービス提供を行う訪問介護員

サービス提供にあたっては、複数の訪問介護員が交替してサービスを提供します。

(2) 訪問介護員の交替

①ご利用者からの交替の申し出

当該訪問介護員が業務上不適当と認められる事情その他の交替を希望する理由を明らかにして、事業所に対して訪問介護員の交替を申し出ることができます。ただし、ご利用者から特定の訪問介護員の指名は出来ません。

②事業所からの訪問介護員の交替

事業所の都合により、訪問介護員を交替することがあります。

訪問介護員を交替する場合はご利用者及びそのご家族に対してサービス利用上不利益が生じないよう十分に配慮するものとします。

(3) サービス内容の変更

サービス利用当日に、ご利用者の体調等の理由で予定されていたサービスの実施が出来ない場合には、サービス内容の変更を行います。その場合、事業者は、変更したサービスの内容と時間に応じたサービス利用料金を請求します。

(4) 訪問介護員の禁止行為

訪問介護員は、ご利用者に対する訪問介護サービスの提供にあたって、次に該当する行為は行いません。

- ①医療行為
- ②ご利用者もしくはそのご家族等からの金銭又は物品の授受
- ③ご利用者の家族等に対する訪問介護サービスの提供
- ④訪問介護員が行わなくても日常生活を営むのに支障がないもの（草むしり、花木の水やり、犬の散歩等）
- ⑤ご利用者の日常生活の範囲を超えたサービス提供（家具・電気器具等の移動等、大掃除等）

(5) サービス利用中の契約中止、解除について

サービス利用中にご利用者・ご家族等が暴力やハラスメント行為を行った場合はサービスを中止し、状況の改善が見られない場合は、事業者は本契約の解除を行うことができるものとします。

7. 緊急時の対応方法

サービスの提供中に、ご利用者の病状の急変が生じた場合、その他必要があった場合は、速やかに主治の医師への連絡を行うなどの必要な措置を講じるとともに、ご家族、介護支援専門員等へ連絡をいたします。

主治の医師	医療機関の名称	
	氏名	
	所在地	
	電話番号	

8. 事故発生時の対応

サービス提供により事故が発生した場合は、市町村、ご利用者の家族、居宅介護支援事業者等に連絡するとともに、必要な措置を講じます。

また、サービスの提供により、賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償いたします。

なお、事業者は下記の損害賠償保険に加入しています。

保険会社名	損害保険ジャパン日本興亜株式会社
保険名	賠償責任保険

9. 相談、要望、苦情等の対応・窓口

相談や要望・苦情につきましては、当施設の管理者、生活相談員のほか、要望等相談員（当施設の第三者委員）、利用者の介護保険証を発行した市区町村、国民健康保険団体連合会の窓口でも受け付けております。連絡先などは、下記を参照してください。

ご利用者、ご家族、その他関係者からいただいた、相談・要望・苦情等につきましては、迅速に対応し、ご利用者が安心、安全、快適にサービス利用ができるように努め、経過の説明、今後の対応（改善策）の提示など必要な措置を取らせていただきます。何かございましたら、遠慮なくお申し出ください。

苦情の受付窓口

当事業所に対する相談、要望、苦情等は以下の専用窓口で受け付けます。

要望・苦情受付担当者	中川ちえ子
要望・苦情解決責任者	秋山 毅行
受付時間	8時30分～17時30分
電話・FAX	電話：0480-66-2900 / FAX：0480-53-6533

第三者委員	小川 良雄 田村 まゆみ
一般郵便	はがきや封書により郵送される場合は、次のあて先まで送りください。用紙は任意のものでも構いません。回答が必要な場合は、ご住所とお名前をご記入ください。 あて先 〒347-0022 加須市水深 869-17 あいせんハイム <u>要望・苦情受付担当者 第三者委員宛</u> としていただき、はがきや封書が届き次第、担当者から第三者委員へお届けいたします。
持参	受付時間 8時30分から17時30分 お電話のうえ担当者までお持ちいただきますようお願いいたします。担当者から第三者委員へお届けいたします。 電話 0480-66-2900

行政機関その他苦情受付機関

名称	所在地	電話	FAX	受付時間
加須市役所 高齢介護課	加須市三俣 2-1-1	0480-62-1111	0480-61-4281	8時30分～ 17時15分
埼玉県国民健康保険団体連 合会	さいたま市中央 区大字下落合 1704 (国保会館8階)	048-824-2568	048-248-2561	8時30分～ 17時15分
埼玉県運営適 正化委員会	さいたま市浦和 区針ヶ谷 4-2-65 彩の国すこやか プラザ1階	048-822-1243	048-822-1406	9時00分～ 16時00分

10. (高齢者虐待防止の推進)

当事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、以下の措置を講じるものとする。

- (1) 虐待防止のための対策委員会を定期的で開催（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。
- (2) 虐待防止のための指針を整備する。
- (3) 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的（年1回以上）に実施する。
- (4) 上記措置を適切に実施するための担当者を置く。
- (5) 当事業所は、サービス提供中に当該事業所又は擁護者（利用者の家族等高齢者を擁護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合、速やかにこれを市町村に通報するものとする。

11. (業務継続計画の策定等)

- (1) 当事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定居宅介護支援の提供を継続的に実施するため、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という）を策定し、当該業務継続計画に従い、必要な措置を講じるものとする。
- (2) 当事業所は、従業者に対して業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に行うものとする。
- (3) 当事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

12. (感染症の予防及び蔓延防止に関する事項)

当事業所は、事業所において感染症が発生、又は蔓延しないように各号に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 事業所における感染症の予防及び蔓延防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする）をおおむね6ヶ月に1回以上開催するとともに、必要に応じて随時開催する。またその結果について従業者に周知徹底を図る。
- (2) 事業所における感染症の予防及び蔓延防止のための指針を整備する。
- (3) 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及び蔓延防止のための研修及び訓練を定期的に行うものとする。

13. (身体拘束防止に関する事項)

当事業所は当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他の利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束」という）は行わない。やむを得ず身体拘束を行う場合にはその態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。

1.4. 福祉サービス第三者評価の実施状況

実施の有無 有 (無)

※ISO9001:2015(顧客満足を実現するための「管理の仕組み」を規定するマネジメントシステムに関する国際規格)取得しています。

直近の審査実施日	2020年10月8日
評価機関呼称名	株式会社 インターテック・サーティフィケーション

訪問介護サービスの提供開始にあたり、ご利用者に対して契約書および本書面に基づいて重要事項の説明を行いました。

説明日 2024 年 月 日

○事業者

【所在地】 加須市土手2-15-57

【名称】 社会福祉法人 愛の泉

【理事長】 潮田花枝 (印)

○説明者

【所属】 あいせんヘルパーステーション

【氏名】

私は契約書および本書面により、事業者から訪問介護についての重要事項の説明を受けました。

説明日 2024 年 月 日

○利用者

【住所】 _____

【氏名】 _____

○代理人

【住所】 _____

【氏名】 _____

《別紙》

利用料及び利用者負担額

2024年4月1日改定版

○要介護の場合

区分	1回当たりの 所要時間	単位数	基本利用 料	利用者負担額		
				1割	2割	3割
身体介護	20分未満	163単位	1,698円	169円	339円	509円
	20分以上30分未満	244単位	2,542円	254円	508円	762円
	30分以上60分未満	387単位	4,032円	403円	806円	1,209円
	60分以上90分未満	567単位	5,908円	590円	1,181円	1,772円
	以降30分増すごと に加算	82単位	854円	85円	170円	256円
生活援助	20分以上45分未満	179単位	1,865円	186円	373円	559円
	45分以上	220単位	2,292円	229円	458円	687円
身体介護に引き 続き、生活援 助を算定 する場合	身体介護30分 生活援助20分以上 45分未満	309単位	3,219円	321円	643円	965円
	身体介護30分 生活援助45分以上 70分未満	374単位	3,897円	389円	779円	1,169円
	身体介護30分 生活援助70分以上	439単位	4,574円	457円	914円	1,372円
	身体介護60分 生活援助20分以上 45分未満	452単位	4,709円	470円	941円	1,412円
	身体介護60分 生活援助45分以上 70分未満	582単位	6,064円	606円	1,212円	1,819円

※ ご利用者の心身の状況等により、1人の訪問介護員によるサービス提供が困難であると認められる場合で、ご利用者の同意を得て、2人の訪問介護員によるサービス提供を行った場合、基本利用料の2倍の料金となります。

※ 1回当たりの所要時間は、実際にサービス提供に要した時間ではなく、訪問介護計画に明示された標準の所要時間によるものとします。

※ 地域区分別1単位の単価は、6級地・10.42円となります。

②サービス実施による加算

加算の種類	用件	単位数	利用料	利用者負担額		
				1割	2割	3割
夜間・早朝加算	夜間（18～22時）、早朝（6時～8時）にサービスを提供した場合	25%加算	1回につき 基本利用料の25%加算			
深夜加算	深夜（22時～翌朝6時）にサービスを提供した場合	50%加算	1回につき 基本利用料の50%加算			
緊急時訪問介護加算	利用者や家族等からの要請を受け、緊急に身体介護サービスを行った場合	100単位	1,042円	104円	208円	312円
初回加算	新規に訪問介護計画を作成した利用者に、サービス提供責任者が自ら訪問介護を行うか、他の訪問介護員に同行した場合	200単位	2,084円	208円	417円	625円
同一建物減算	事業所と同一敷地内または隣接する敷地内に所在する建物に居住する利用者20人以上49人以下の場合（該当者のみ）	10%減算	1回につき 基本利用料の10%減算			

②加算の基準に適合していると県に届け出ている加算（2024年6月から）

加算の種類	用件	利用料	利用者負担額
介護職員等处遇改善加算Ⅱ	介護職員の賃金の改善等を実施し、加算のキャリアパス要件を満たす場合	1月につき 利用者負担額の22.4% ※1単位未満の端数は四捨五入	